

東部営業所シャッター保守点検業務委託 仕様書

京都市上下水道局総務部お客さまサービス推進室

本仕様書は、上下水道局東部営業所シャッター保守点検業務についての仕様を定めるものである。

1 委託物件等

- (1) 名 称：京都市上下水道局総務部東部営業所
- (2) 所在地：京都市山科区柳辻西浦町1番地11
- (3) シャッター設備概要

製 造 メ ー カ ー	東洋シャッター株式会社
型 式	N18G-X4790

2 業務内容

- (1) 本業務は、京都市上下水道局東部営業所（以下「甲」という。）に設置されているシャッターについて、定期点検業務を委託するものである。
 - (2) 定期点検は年2回（約6か月に1度）とし、作業日時は決定後、担当者と調整すること。
 - (3) 点検項目は、次のとおりとする。
 - ・異音の有無
 - ・外観の損傷、摩耗、腐食、さび及びその他の劣化の有無
 - ・動作確認（電動部分の確認及びチェーンの納まり等）
- ※ 上記のほか正常に動くことを確認するにあたって必要な事項は漏れなく確認すること。
- (4) 点検及び整備記録簿を作成し提出すること。
 - (5) 作業日及び作業内容等を明記した作業記録写真簿等を作成し提出すること。
 - (6) 点検結果に基づき設備改修等が必要なときは、改修対象箇所及び内容について報告するとともに、改修に係る費用の概算見積書を提出すること。
 - (7) その他、本業務に関連する業務

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 支払方法

支払方法は、2回目の点検終了後の一括払とする。

ただし、お客さまサービス推進室と受託業者の協議により、最大1回の部分払を設けることができる。

5 危険防止処置

業務は、労働安全衛生法及び関連法令を遵守し、必要な安全措置を講じ事故発生を防止すること。また、本業務中に当局車両が当該シャッター付近を通行する場合は、安全措置を講じ、柔軟に対応すること。

6 補償

作業において甲及び第三者に損害を与えた場合は、請負人は直ちに甲担当者に報告するとともに、請負人の責任において復旧並びに損害の弁償をしなければならない。

7 提出書類

(1) 着手時（1部）

統括責任者通知書（緊急連絡先を記載すること）

(2) 完了時（各1部）

ア 委託完了通知書

イ 報告書

ウ 請求書

(3) その他

局の指示する書類

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、別途、甲の指定する職員の指示に従うこと。また、必要ある場合に仕様の変更を行う場合がある。ただし、軽易な変更については契約金額の増減は行わない。